

保護者 様

和歌山市立日進中学校  
校長 北野美江**暴風警報・大雨警報（特別警報含む）の発表、大地震の発生と学校の授業について**

警報発表等により、学校の授業が行われるかどうか懸念される場合、学校では下記の事項を基本として態度を決定いたしますので、ご家庭においてもこれを基本にご判断いただきたくお知らせいたします。

## 記

## 1 暴風警報、大雨警報（特別警報を含む）の発表について

## (1) 自宅待機について

登校前に**和歌山市**に暴風警報または大雨警報（特別警報を含む）が発表されている時は、警報が解除されるまで自宅で待機させてください。（注意報の場合は、予定の授業を行います。なお、気象警報に関する詳しい情報は、テレビのリモコンのdボタンを押すと見ることができます）

## (2) 警報が早めに解除された時

警報が解除された時は、できるだけ早く（おおむね解除の1時間後）授業を始めたいので、生徒を登校させてください。しかし、家庭や地域の状況から登校が危険又は困難と判断されたときは、登校させないでそのことを担任までご連絡ください。

（月曜日と金曜日のみ、9時までに警報が解除された場合、パンの販売があります）

(3) 警報解除の時刻により、**終日休業**となるのは次の場合です。

- ① 午後の授業がある場合、解除が**午前10時30分を過ぎた時**は、終日休業といたします。
- ② 授業が午前中のみの場合、解除が**午前9時00分を過ぎた時**は、終日休業といたします。（授業が午前中のみの場合とは、テストや保護者会で午後の授業がない日のことです）

(4) **給食に関して 給食を申し込んでいる場合**

- ① 当日、朝6時現在で気象警報が発表されている場合 給食は中止です。
- ② 登校後、警報が発表されても給食を食わずに下校する場合があります。
- ③ 6時以降に警報が解除され、登校する際、給食は中止となっていますので、昼食の用意をお願いします。

## 2 洪水警報等その他の警報が発表されている時

暴風警報・大雨警報以外の警報の場合は、原則として授業を行います。ただし、洪水のため家屋が被災した時、通学道路が冠水のため危険な時など、まず生徒を危険から守るため、保護者の判断で登校させないようにしてください。この時は、担任までご連絡ください。非常災害時などで登校しなくても、欠席扱いにはなりませんので、生徒を危険から守る観点から判断してください。

3 **和歌山市**で、**震度5弱以上**の地震が発生した時

危険が予測されるため、臨時休業とします。翌日以後は校区内の被害状況等により判断します。なお、震度5以下の地震であっても被害がひどく、登校が困難な状況になった場合も登校を見合わせてください。

## 4 生徒が学校にいる時

警報が出されたり、大地震が発生したり、津波がまもなくやってくるおそれがある場合は、状況により判断します。下校させることがより危険を増すと考えられるときは、すぐには下校させない場合があります。なお、特別警報発表時は学校待機となります。

## 5 市教育委員会から特別な措置がとられた時

上記以外でもラジオ・テレビ等で和歌山市内中学校に対して特別措置が報道された時は、その情報に従ってください。

6 避難勧告、避難指示により学校が避難所となる時、臨時休業とします。